

第11回金沢シニアオープン大会・第9回金沢ジュニアオープン大会 宿泊・弁当要項

1.基本方針

第11回金沢シニアオープン大会・第9回金沢ジュニアオープン大会の宿泊および弁当の確保を万全に期することを目的とします。

(1)金沢市バドミントン協会「第11回金沢シニアオープン大会・第9回ジュニアオープン大会」実行委員会の宿泊・弁当基本方針に従って実施します。

(2)宿泊プラン・弁当に関しては、必ず大会実行委員会指定業者『㈱JTB中部金沢支店』を通じての申込となります。

※宿泊は「募集型企画旅行契約」となり、弁当は「手配旅行契約」となります。

申込は「金沢市バドミントン協会ホームページ」内より印刷した申込用紙をFAXにてお申込みいただきます。

(3)宿泊割当は、選手・監督・役員等を優先し、部屋割りに男女の別や引率・選手の別等を考慮して行います。

(4)ご希望の宿舎区分が満室の場合、他の区分の宿舎のご案内となります。

2.取扱（適用）期間

平成29年2月25日（土）～26日（日）1泊

3.宿泊プラン(募集型企画旅行契約)について

設定日 2月25日(土) 1泊 (大会前日泊はご相談ください)

(1)旅行代金(宿泊代金)について

※最少催行人員1名・添乗員は同行しません。

※ご旅行代金(宿泊代金)は、税金・サービス料を含む1名当たりの金額です。

宿舎ランク/宿舎名	セミダブル (2名1室、ベッド1台)	ツイン (2名1室、ベッド2台)	トリプル (3名1室、ベッド3台)
	1泊朝食	1泊朝食	1泊朝食
	宿泊プラン代金	宿泊プラン代金	宿泊プラン代金
Aランク	7,500円	8,500円	8,000円
Bランク	5,000円	6,500円	6,000円

<宿舎一覧表>

宿舎ランク	地域	ホテル名
A	金沢駅周辺	ホテルルートイン金沢駅前
	大会会場周辺	アパホテル〈金沢西〉
B	金沢駅周辺	ホテルエコノ金沢駅前
	金沢駅周辺	東横イン金沢駅東口
	片町周辺	東横イン金沢兼六園香林坊
	片町周辺	ホテルエコノ金沢片町
	片町周辺	ホテルエコノ金沢アスパ

※会場まで所要時間(片道)：金沢駅周辺(約20分)、片町周辺(約20分)、金沢西IC周辺(約10分)

<行程表>

日次	行程
1日目 2月25日(土)	ご自宅又は各地又は前泊地・・・(交通はお客様ご負担)・・・試合会場・・・ ・・・(交通はお客様ご負担)・・・各ホテル(泊)
2日目 2月26日(日)	各ホテル・・・(交通はお客様ご負担)・・・試合会場・・・ご自宅又は各地又は前泊地

(2) 配宿は大会本部と協議の上行います。各宿泊区分及び宿泊施設の収容人員が満員に達した場合、やむを得ず希望外または利用予定以外への配宿を行う事がありますので予めご了承下さい。

(3) ツイン/トリプル利用の場合、キヌトラット対応となる事があります。また和室にて布団利用となる場合があります。

(4) 駐車場は有料の場合があります。その際は現地にて直接お支払い下さい。また先着順となり事前予約はできません。

(5) チェックインは15時以降、チェックアウトは10時以前とします。それ以外の場合は追加代金を徴収する事があります。尚、22時以降に到着となる場合は予め指定された宿舎にご連絡下さい。無連絡の場合、予約が取り消される事があります。

(6) 宿舎内での個人的費用に関しては、現地にてお支払いください。

4. 弁当（手配旅行契約）について

(1) 取扱期間 平成 29 年 2 月 25 日（土）・26 日（日）の 2 回 ※メニューは日替わり

お申し込みは申込用紙を FAX にてお申し込みください。

事前お申込分をチームもしくはクラブ単位にして、大会会場にてお引渡し致します。会場周辺には食事施設がない為、予めのお申込をお勧めします。尚、事前予約制とし、当日販売は行いません。

(2) 代金 下記 2 種類よりお選びください

芝ずし 1 食 600 円(税込) お茶なし

大友楼 1 食 800 円(税込) お茶なし

(3) 引換は、11:00~13:00 の間に会場内弁当引換所にてお渡しします。

(4) 食中毒防止の為、受取り後はお早めにお召し上がり下さい。

(5) 弁当の空き箱回収を行います。空き箱は指定の場所に 15:00 までにお持ち下さい。

5. 交通（輸送）について

本大会ではシャトルバス（宿舎～大会会場）などの運行はありません。路線バスまたはタクシーをご利用下さい。

6. 変更・取消について

ご契約成立以降に解除される場合は、下記の取消料を申し受けます。

尚、営業時間外（休業日含む）の取消については、翌営業日の取消料を申し受けます。

取消日	利用日の4日前まで	利用日の3日前-2日前まで	利用日の前日	当日	無連絡・不参加
宿泊プラン取消料	無料	宿泊代金の 20%	宿泊料金の 30%	宿泊代金の 50%	宿泊代金の 100%
弁当取消料	無料	無料	無料(但し 15:00 以降 100%)	100%	100%

※お申込後の変更・取消につきましては、必ず FAX にてお願い致します。電話での変更・取消の受付は致しません。

7. お申込のご案内

(1) お申込方法

出場が決定次第、「金沢市バドミントン協会ホームページ」内の「要項・申込」より FAX でお申込みください。

(2) 申込締切日について

申込締切日は、平成 29 年 2 月 3 日（金）までとします。

(3) 宿泊・弁当の回答について

平成 29 年 2 月 10 日（金）までに、FAX にて回答致します

※全てのお申込みを確認させていただいた後、全体の配宿調整をさせていただきます。

※万一期日までに回答が行かない場合は恐れ入りますが、ご連絡を頂きますようお願い致します。

(4) お支払い手続きについて

平成 29 年 2 月 17 日（金）15 時まで、弊社指定口座へお振込み下さい。振込手数料はお客様ご負担にてお願い致します。

振込先 : 三菱東京UFJ銀行 振込集中錦支店 普通 5598406 (株)JTB中部 金沢支店

会場内及び帰着後のお支払いの取扱は致しません。

(5) 返金について

振込後、変更・取消などにより返金が生じた場合、大会終了後、お客様ご指定の振込口座へご入金させて頂きます。尚、その際の振込手数料は差し引かせて頂きます。

(6) 領収証について

FAX にて領収証情報（「宛名」「金額」「但書」）を必要枚数分、記入願います。

尚、領収証は大会終了後、ご指定の送付先に送付致します。領収書の差し替えは発行済領収書と返信用封筒を同封の上、郵送にて依頼願います。

(7) ご不明な点は下記連絡先またはメールアドレスまでお問い合わせください。



感動のそばに、いつも。

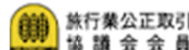
【旅行企画・実施】

株式会社 JTB 中部

〒450-6111 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号



旅行業公正取引協議会会員



観光庁長官登録旅行業第 1762 号

(一社) 日本旅行業協会正会員

CSR 承認番号 1838 番

【お申込み・お問い合わせ】

株式会社 JTB 中部金沢支店

〒920-0917 石川県金沢市下堤町 30

TEL 076-264-2272

FAX 076-262-6156

E-Mail kanazawa-taikai@cub.jtb.jp

「第 11 回金沢シニアオープン大会・第 9 回金沢ジュニアオープン大会」係

総合旅行業務取扱管理者 渡邊誠一

担当：菅谷・福山

営業時間 月～金/9:30~17:30 土・日・祝日/休業

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関して担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記総合旅行業務取扱管理者へお尋ねください。

ご旅行条件書 要約（募集型企画旅行契約）・・・宿泊プラン

お申込みの際には、必ず取引条件書説明書（全文）をお読みいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。
取引条件説明書（全文）はこちらよりご確認ください。【<http://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/acedom.asp>】

●募集型企画旅行契約

この旅行は（株）JTB 中部（愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-4 観光庁長官登録旅行業第 1762 号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする取引条件説明書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込み下さい。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。但し、本契約に関しましては、後日送付する請求書に基づく旅行代金のお振込が完了した時点で、旅行契約が成立したものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 7 日目にあたる日より前（もしくは当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、別表記載の取消料を申し受けします。

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊代、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・死亡補償金：1 5 0 0 万円
- ・入院見舞金：2～2 0 万円
- ・通院見舞金：1～5 万円
- ・携行品損害補償金：お客様 1 名につき～1 5 万円（但し、補償対象品 1 個あたり 1 0 万円を限度とします。）

身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。＜免責事項＞

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービス受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、大会運営に伴い情報共有のため大会主催事務局へ情報を提出し利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2016 年 6 月 1 日現在を基準としています。又、旅行代金は 2016 年 6 月 1 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

■ご旅行取引条件書 要約（手配旅行契約）・・・弁当プラン

お申込みの際には、必ず旅行取引条件書（全文）をお読みいただき、事前に内容をご確認の上お申し込み下さい。
旅行条件書（全文）はこちらよりご確認ください。【http://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/tehadom_shop.asp】

●手配旅行契約

「手配旅行契約」（以下、単に「契約」といいます。）とは、当社がおお客様の依頼により、旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。尚、この取引条件説明書は旅行業法第12条の4による取引条件説明書であり、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

●契約の申込、契約の成立

- (1) お客様が契約を申し込まれる場合は、別紙の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出してください。
- (2) 契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の時期は契約書面に記載します。
- (4) 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (5) 高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。
- (6) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為を行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (7) 20才未満の方は親権者の同意が必要です。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときにはお断りする場合があります。

●旅行代金とその支払い時期

- (1) 旅行代金（旅行費用並びに当社の取扱料金をいいます。）の額は旅行出発前日までに全額お支払い下さい。
- (2) 旅行開始前に運送機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動があった場合は旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

●取扱料金

- (1) 当社は旅行の手配にあたり、運送機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

	国内旅行
取扱料金	旅行費用総額の20%以内

- (2) お客様が手配を依頼した運送機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、お客様は所定の取扱料金を支払わなければなりません。

●契約の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、下記の変更手続料金を支払わなければなりません。

	国内旅行
変更手続料金	当該変更された運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内 ※1件1手配につき540円、航空券1人1区間につき540円の合計額を下限とします。

●旅行契約の解除

- (1) お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。

- ①第4項に掲げる取扱料金
- ②お客様が既に受けた旅行サービスにかかる旅行費用
- ③お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他の旅行サービス提供機関に払う費用
- ④前号の旅行サービスの手配の取消しに係る取消手続料金

	国内旅行
取消手続料金	当該取消された運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内 ※1件1手配につき540円、航空券1人1区間につき540円の合計額を下限とします。

- (2) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この時は、規定されている取消料を申し受けます。

●当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。（手荷物に関する賠償限度額は1人15万円、但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）但し、損害発生の翌日から起算して2年以内（手荷物については国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内）に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

●お客様の責任

当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。